

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	( )							
連 結 年 度	・	・									
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 の 合 計	円	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	21			
			調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	22			
			取得価額の合計額 (別表六の二十三)付表「11」の合計)	3			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23			
				同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額				4	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24	
			当 税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	25			
				法人税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$				6	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「19の②」)	27	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$				7	当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)		28	
				法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)			8		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29	
			当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)				9	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26)		30	
			調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10			繰越税額控除可能額の合計額	31			
				当期分の特別控除額 (9) - (10)				11	平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 (各連結法人の(40)の①)の合計)	32	
			繰越税額控除限度超過額 (39)の計)				12	合 計	33		
				法人税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$			13		調整前連結税額超過構成額	34	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$				14	平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 (別表六の二(二十)付表「34の②」)		35	
				個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9)			15		合 計	36	
			法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)				16	当期分の特別控除額の合計額 (33) - (36)		37	
				当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)			17		法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)	38	
			調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40)の①}{(31)} + (35) \times \frac{(40)の②}{(32)}$				18	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算		連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前期繰越額又は当期税額控除限度額
				当期繰越税額控除額 (17) - (18)			19		39	40	41
			当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)				20	平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 ①	円	円	
		平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 ・ 平 平 平 ②				外 円					
		計		(17)							
		当 期 分	(5)	(9)	外						
		合 計									

別表六の二十三 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二(十三)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15第2項又は第3項《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作

成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「翌期繰越額41」の各欄の外書には、措置法第68条の15の6《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》又は平成24年改正法附則第34条第2項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十)又は別表六の二(二十)附表の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。